

再就職等規制に関する具体的な注意点

最近、国家公務員法の「再就職等規制」に違反する事例がいくつか発生しており、職員のみなさんには、改めて、再就職に関するルールについて正しく理解することが求められています。

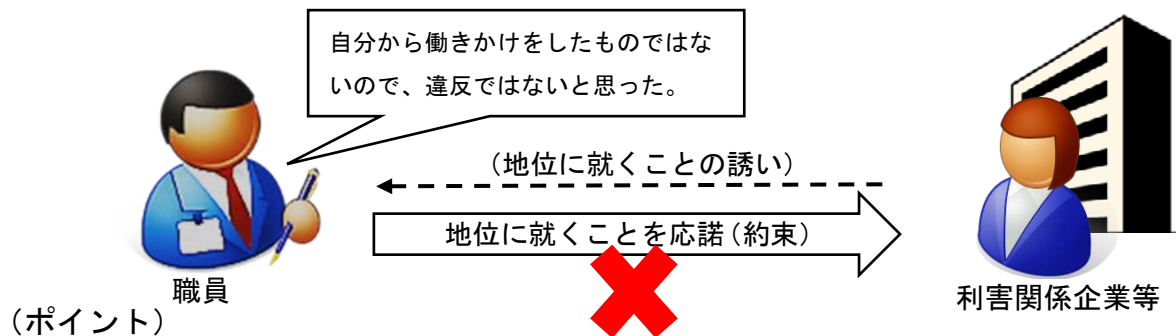
本資料は、再就職に関する規制の中で、特に注意すべき点についてまとめたものです。

(令和3年1月26日)

在職中の求職の規制（いわゆる「求職活動規制」）に関する注意点
（国家公務員法第 106 条の 3 関係）

（注意点①）

いわゆる「求職活動規制」は、自ら積極的に求職活動をするだけでなく、地位に就く依頼に応じることも規制されます。



（ポイント）

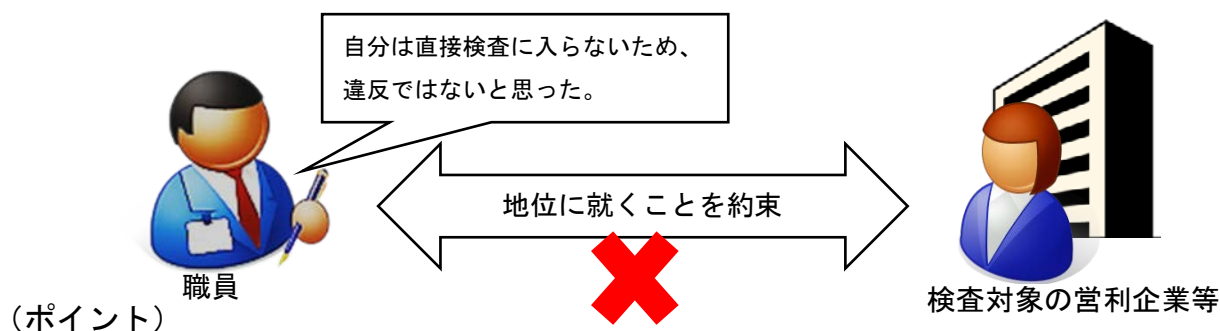
自ら積極的に求職活動をするのみならず、先方からの依頼に応じて、

（離職後に利害関係企業等の地位に就くことを目的として）自己の情報を提供することや地位に就く約束することも違反になります。

なお、約束は、地位に就くことに関しての当事者間の合意をいい、文書によるものだけでなく、口頭によるものも含まれます。

（注意点②）

直接検査をする職員でなくても、検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる職員である場合には、利害関係企業等となります。（特に管理職職員はご注意ください。）



（ポイント）

職員が職務として携わる「立入検査、監査又は監察をする事務」に利害関係を有するものは、以下のとおり。

職員が、検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に

- ・ 携わることのない職員である場合

→ 営利企業等に対し、現に検査等を行っており、又は行おうとしている場合に限り、利害関係企業等に該当

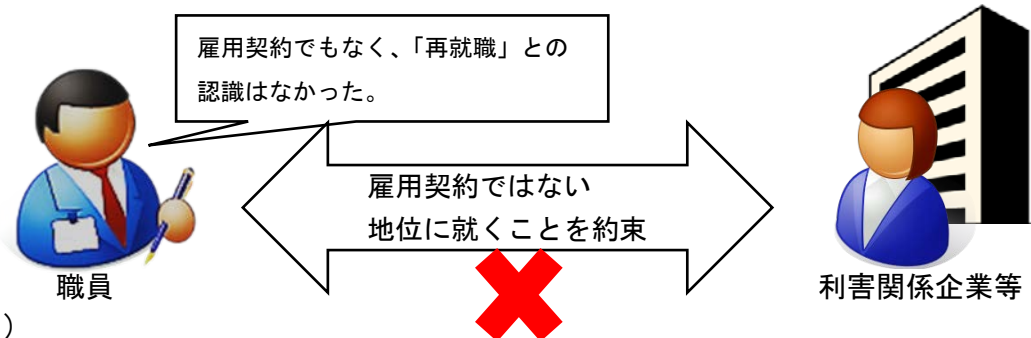
- ・ 携わる職員である場合（直接検査等を行わない者を含む。）

→ （現に検査等を行っているか否か等に関わらず）当該営利企業等が利害関係企業等に該当

(注重点③)

求職活動規制は、利害関係企業等に「雇用されること」のみを禁止しているのではなく、利害関係企業等の「地位に就くこと」を約束すること等が禁止されています。

また、「地位」とは、常勤、非常勤の別、報酬の有無を問わず、役員をはじめとして、顧問、参与、嘱託のほか、アドバイザーのようなものも含む当該利害関係企業等の組織内のすべての地位を意味するものであり、「地位に就く」とは、雇用契約に基づくものだけでなく、委任契約、業務委託などを含みます。



(ポイント)

在職中の求職の規制では、

現職の職員が、利害関係企業等に対して、

- ① 当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを目的として、
 - ・ 自己に関する情報を提供すること
 - ・ 地位に関する情報の提供を依頼すること
- ② 地位に就くことを要求又は約束すること

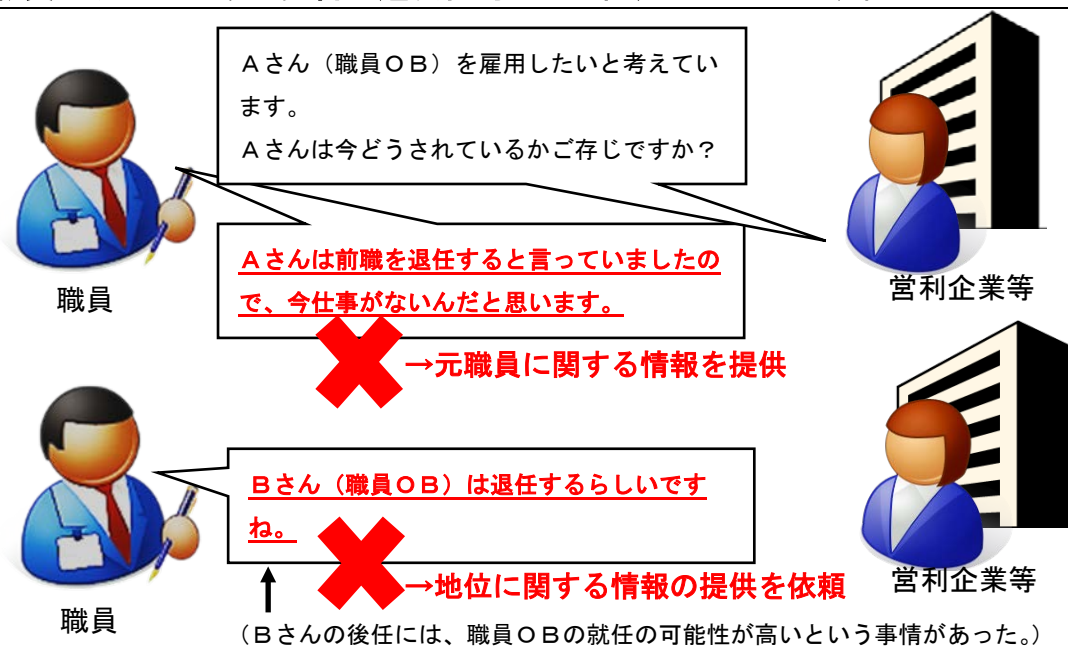
が禁止されています。

なお、「地位に就く」とは、上記のとおり、雇用契約に限らず、当該利害関係企業等の組織内のすべての地位に就くことを意味するものです。

他の職員の再就職依頼・情報提供の規制（いわゆる「あっせん規制」）に関する注意点
（国家公務員法第106条の2関係）

（注意点）

いわゆる「あっせん規制」は、積極的なあっせん行為でなくても、職員・OBに関する情報提供や地位に関する情報の提供依頼も違反行為となります。過去、再就職等監視委員会により、職員の以下のような発言が違反行為として認定されています。



（※再就職等監視委員会作成「国家公務員の再就職等規制」より）

（ポイント）

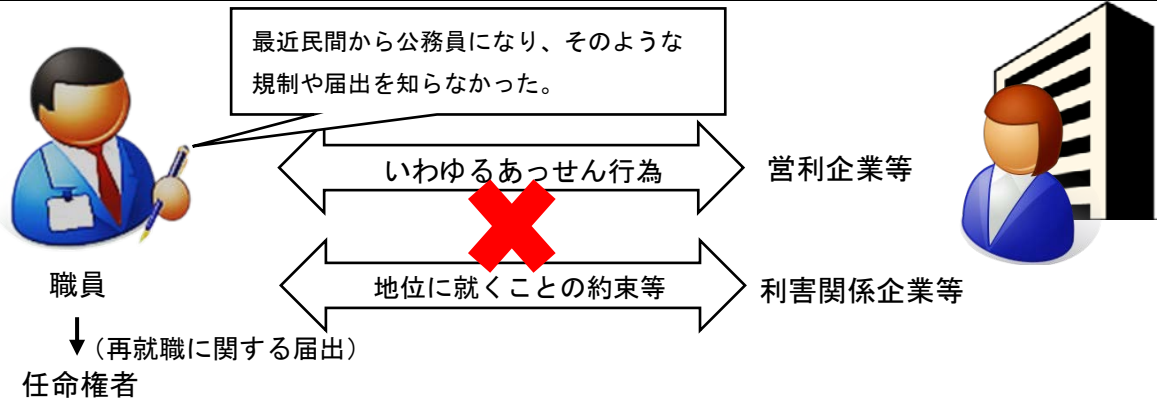
再就職等規制違反については、国家公務員法に基づき、再就職等監視委員会が設置され、同委員会が調査等をすることとなっています。

再就職等監視委員会においては、違反認定は、事実経過の全体の流れも踏まえて、個々の事案ごとに判断するとしています。

再就職等規制全般に関わる注意点

(注意点)

再就職等規制や再就職に関する届出の義務は、任期付職員や官民人事交流で採用された職員、再任用職員（短時間再任用を含む。）にも適用されます。



※職員が地方公共団体や独立行政法人等に退職して出向している期間は、国家公務員の身分を有していないため国家公務員法は適用されませんが、出向先において再就職等に規制が設けられている場合は当該規制を遵守する必要があります。



職員のみなさんへ

ご不明な点がある場合には、所属する府省等の人事担当部局に確認してください。

特に、求職活動しようとする営利企業等が利害関係企業等に該当するか否か等が判断できない場合には、求職活動をする前に、所属する府省等の人事担当部局に確認してください。